

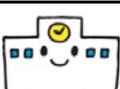
(参考資料)

インフルエンザ出席停止期間早見表

平成24年4月に学校保健安全法施行規則の一部が改訂され、インフルエンザの出席停止期間の基準が変わりました。

【出席停止期間】 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
(幼児は解熱後3日)

具体的には、次の表のようになります。発症(発熱)した次の日から、1日めと数えます。

※発症日とは、 発熱した日の ことです。	発症日 (0日め)	発症後 (1日め)	発症後 (2日め)	発症後 (3日め)	発症後 (4日め)	発症後 (5日め)	発症した後5日を経過した後			
							発症後 (6日め)	発症後 (7日め)	発症後 (8日め)	
月日(曜日) ☆当てはめてみましょう	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
 Aくん 発症後 1日めに 解熱した 場合	発熱 (発症) 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日め 出席停止	解熱後 2日め 出席停止	経過観察 出席停止	経過観察 出席停止	 登校可能			
 Bくん 発症後 2日めに 解熱した 場合	発熱 (発症) 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日め 出席停止	解熱後 2日め 出席停止	経過観察 出席停止	 登校可能			
 Cさん 発症後 3日めに 解熱した 場合	発熱 (発症) 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日め 出席停止	解熱後 2日め 出席停止	 登校可能			
 Dさん 発症後 4日めに 解熱した 場合	発熱 (発症) 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日め 出席停止	解熱後 2日め 出席停止	 登校可能		
 Eくん 発症後 5日めに 解熱した 場合	発熱 (発症) 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	発熱 出席停止	解熱 出席停止	解熱後 1日め 出席停止	解熱後 2日め 出席停止	 登校可能	

その後は、解熱した日によって出席停止期間が延期されていきます。



出席停止期間中は
しっかりお家で休みましょう！



※インフルエンザと診断された時は、「インフルエンザによる欠席届及び再登校届け」に保護者が記入して、登校する際にお子さんに持たせてください。

※インフルエンザに関しては、病院での治癒証明は必要ありません。(鳥インフルエンザを除く)